

参考資料 - 1

近鉄河内山本駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議委員設置要綱

(設置)

第1条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)(以下「法」という。)」第6条第4項の規定に基づき、八尾市が近鉄河内山本駅周辺地域における交通バリアフリー基本構想を策定するに当たり、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び各種関係機関相互の連絡調整を行うことを目的として、近鉄河内山本駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議委員(以下「協議委員」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議委員は次に掲げる事項について調査及び協議を行い、八尾市に意見を述べる。

- (1) 近鉄河内山本駅周辺地域におけるバリアフリー化状況
- (2) 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項
- (3) 法第2条第7項に定める重点整備地区に関する事項
- (4) その他移動円滑化の促進に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議委員は、20人以内で構成する。ただし、専門的意見を聴取するため、アドバイザーとして国及び大阪府の職員を協議委員に加えることがきできる。

2 協議委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 大阪府関係機関の者
- (5) 高齢者福祉に関係する者
- (6) 障害者福祉に関係する者
- (7) 自治振興委員会委員
- (8) 公募による者

(会長等)

第4条 協議委員の会議(以下「会議」という。)に会長、幹事を置く。

- 2 会長は、協議委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、協議委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 幹事は、八尾市職員をもってあて、会議の円滑な運営を図るため、会長を補佐する。

(会議の招集等)

第 5 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、協議委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議委員は、第 2 条の規定により意見を述べるにあたって、他の協議委員又は関係者の意見を聴取することができる。

4 協議委員は、必要に応じて、学識経験を有する者等を参考人として呼び、意見を求めることができる。

(任期)

第 6 条 協議委員の任期は、平成 1 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(謝礼)

第 7 条 協議委員には、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年八尾市条例第 1 6 6 号）」に定める範囲内において、別に定める額を支給する。

(庶務)

第 8 条 協議委員の会議の庶務は、企画財政部、保健福祉部、土木部及び建築都市部の共管事項とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議委員の会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日から実施する。

参考資料 - 2

近鉄河内山本駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議委員

	職 名	氏 名
アドバイザー	国土交通省近畿運輸局交通環境部消費者行政・情報課長	橋元 正己
〃	大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課長補佐	三浦 富士夫
委 員	近畿大学理工学部教授	久 隆浩
〃	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 施設部工務課長兼電機課長	福 嶋 博
〃	近鉄バス株式会社営業部営業チーム課長	東田 成民
〃	大阪府八尾土木事務所建設課長	奥野 敏彦
〃	八尾警察署交通課長	吉村 知
〃	八尾市高齢クラブ連合会女性部長	宮野 敬子
〃	八尾市障害者団体連合会長	渡邊 力
〃	八尾市障害者団体連合会副会長	平野 光次
〃	八尾市聾者福祉会長	河合 周子
〃	自立生活センターやお代表	阪本 美津雄
〃	障害者・児生活支援センター「あっぷる」代表	大越 千鶴
〃	八尾市自治振興委員会副会長	西川 繁
〃	公募市民委員	嶋田 哲夫
〃	〃	守屋 正博

幹 事	八尾市企画財政部長	野村 孝次
〃	八尾市保健福祉部長	芦田 雅己
〃	八尾市建築都市部長	山谷 剛三
〃	八尾市土木部長	大西 正勝